



京洛会計だより

発行人
 税理士 大塚俊宏
 税理士 杉本高男
 事務所 〒604-8106
 京都市中京区御池通堺町東南角
 吉岡御池ビル902号
 TEL (075) 213-1944(代)
 FAX (075) 213-1946

ひまわり

7月 (文月) JULY
 16日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

ワンポイント 中小企業の資本金

中小企業基本法では中小企業を、資本金・従業員規模により、サービス業は5,000万円以下又は100人以下、小売業は5,000万円以下又は50人以下などと定義していますが、税法上の範囲は異なり、特定同族会社の留保金課税の適用除外規定や法人税の軽減税率では、対象となる中小企業を資本金1億円以下としています。

7月の税務と労務

- 国 税/6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税/納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月10日
- 国 税/所得税予定納税額の減額承認申請 7月17日
- 国 税/所得税予定納税額の納付 7月31日
- 国 税/5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 7月31日
- 国 税/11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税/8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 7月31日
- 地方税/固定資産税(都市計画税)第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務/社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務/障害者・高齢者・外国人雇用状況報告(100人以上の事業場) 7月17日
- 労 務/労働者死傷病報告(4月~6月分) 7月31日

信用取引による所得の帰属時期

Q 私は、昨年よりインターネット証券会社に証券口座を開設し、株式の取引を行っておりますが、本年初めて、株式の信用取引により空売りを行いました。これについては翌年になってから反対売買により決済したいと考えておりますが、このような信用取引から生ずる所得は、いつの年分の所得として取り扱われるのでしょうか？

A 株式の信用取引とは、証券業者に対して一定の委託保証金を差し入れて、株式の買付代金の融資を受け、又は売付株券を借株することによって行う株式取引をいいます。

信用取引により売付けを行った株式については、実質的には、反対売買による決済を行なうまでは譲渡原価が確定しないため、取引が完了していないと解されます。

したがって、税務上も、信用取引による株式の売買から生ずる所得は、その信用取引の決済の日の属する年分の所得とされます。

ちなみに、法人が信用取引による株式の売買を行った場合も、個人が行った場合と同様に考え、信用取引の決済の日の属する事業年度で収益を計上します。この際の株式の譲渡原価は、一般の株式の帳簿価額とは区分して計算されます。

ただし、法人の場合、期末において未決済の信用取引は、決済したものとみなして、益金または損金と認識し、翌年に洗替える処理が必要となります。

また、消費税における株式の譲渡の時期も信用取引の決済を行った日の属する課税期間となります。この場合、信用取引であっても有価証券の譲渡であるため、非課税取引とされ、課税売上割合の計算上、資産の譲渡等の価額にその譲渡価額の5%相当額を算入することとなります。

支払った医療費から控除する保険金等の金額

Q 私は、今年の4月に、病気のため1ヶ月間入院し、病院に治療費を30万円支払いましたが、これに対して生命保険会社から40万円の保険金給付を受けました。このほか、妻の歯の治療費を20万円支払っています。

この場合、医療費控除の対象となる医療費の金額の計算は、支払った医療費の総額から入院給付金を差し引いて行うのでしょうか？

A ご質問の場合の入院給付金の控除は、補填の対象となっている医療費の金額を限度として行えばよく、補填の対象となっている医療費の金額よりも医療費を補填する保険金等が多い場合でも、他の医療費から差し引く必要はありません。

なお、この場合の入院給付金のうち実際に支払った医療費を超える部分の金額は、身体の傷害に基因して支払を受ける保険金として非課税とされます。

税金 **メモ**

内払いした入院費等

問 当社の従業員Aが、先日商品の配送中に交通事故を起こしました。Aの前方不注意による追突事故ですが、相手の運転が不慣れで急ブレーキを踏んだことも原因のようです。そこで、当社は被害者に対し入院費を支払いましたが、当期中に示談が成立し、そうにありません。この支出はどのように処理するのでしょうか？

答 業務遂行上の交通事故により被害者に支払う入院費用は損害賠償金の一部として、示談成立等による損害賠償金額の確定前であっても、その自動車事故が故意または重過失に基づかないものである限り、その支出の日の属する事業年度において給与以外の損金の額とすることができます。

改正された

減価償却制度のポイント

平成十九年度税制改正により、平成十九年四月一日以後に取得する資産から、減価償却に関する取扱いが大きく変わっています。具体的には、今まで重要な計算要素であった残存価額と償却可能限度額が廃止となり、法定耐用年数内において取得価額を全額（備忘価額として一円は残す）償却することが可能になりました。

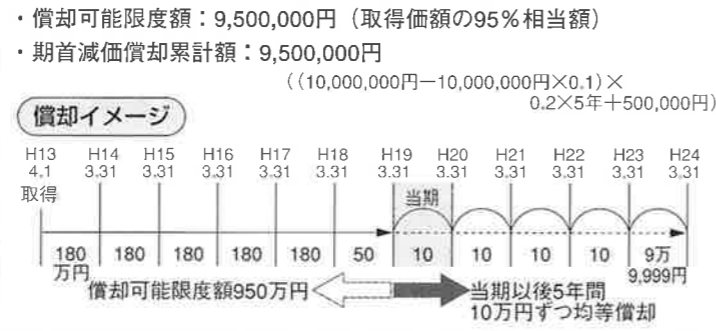
この改正の趣旨は、国際比較すると不利になっていた制度を改め若干有利にして、企業の新規設備への投資を促進し、国際競争力の強化、日本経済の持続的成長を意図したものです。以下、ポイントを具体例を用いて説明します。

1 概要

(1) 残存価額の廃止
平成十九年四月一日以後に取得

設例1 改正前取得で償却可能限度額まで償却済みのケース（定額法）

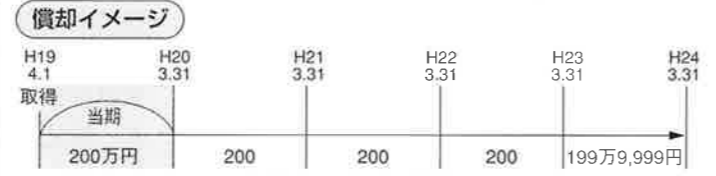
- 条件**
- ・ 当期：平成19年4月1日～平成20年3月31日
 - ・ 対象固定資産：機械装置
 - ・ 取得価額：10,000,000円
 - ・ 取得年月日：平成13年4月1日
 - ・ 法定耐用年数：5年（償却率0.200）
 - ・ 残存価額：10%
 - ・ 当期首まで6年経過



※当期以後、取得価額と償却可能限度額との差額50万円を、10万円ずつ5年間で償却できます（最終年は99,999円）。

設例2 改正後取得のケース（定額法）

- 条件**
- ・ 当期：平成19年4月1日～平成20年3月31日
 - ・ 対象固定資産：機械装置
 - ・ 取得価額：10,000,000円
 - ・ 取得年月日：平成19年4月1日
 - ・ 法定耐用年数：5年（償却率0.200）



※改正前と比較すると、年間減価償却費が20万円増え、償却額も事実上取得価額の1,000万円まで償却が可能となります。

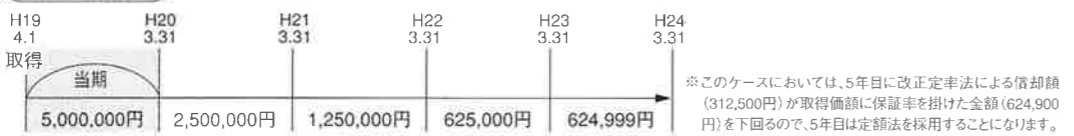
設例3 改正後取得のケース（250%定率法）

- 条件**
- ・ 当期：平成19年4月1日～平成20年3月31日
 - ・ 対象固定資産：機械装置
 - ・ 取得価額：10,000,000円
 - ・ 取得年月日：平成19年4月1日
 - ・ 法定耐用年数：5年

- 定率法の償却額：
- 1年目償却額…10,000,000円×0.5=5,000,000円
累計額…5,000,000円
 - 2年目償却額…(10,000,000円-5,000,000円)×0.5=2,500,000円
累計額…5,000,000円+2,500,000円=7,500,000円
 - 3年目償却額…(10,000,000円-7,500,000円)×0.5=1,250,000円
累計額…7,500,000円+1,250,000円=8,750,000円
 - 4年目償却額…(10,000,000円-8,750,000円)×0.5=625,000円
累計額…8,750,000円+625,000円=9,375,000円
 - 5年目 ①(10,000,000円-9,375,000円)×0.5=312,500円
②10,000,000円×0.06249（保証率）=624,900円
③①<② ∴定額法
償却額…(10,000,000円-9,375,000円)×1.0（改定償却率）-1円（備忘価額）=624,999円
累計額…9,375,000円+624,999円=9,999,999円

*改正後償却率=0.5(=1/5年(耐用年数)×2.5)

償却イメージ



図表 新設された別表10

耐用年数	定額法の償却率	定率法の償却率(A)	改定償却率(B)	保証率(C)	耐用年数	定額法の償却率	定率法の償却率(A)	改定償却率(B)	保証率(C)
2	0.500	1.000	-	-	9	0.112	0.278	0.334	0.04731
3	0.334	0.833	1.000	0.02789	10	0.100	0.250	0.334	0.04448
4	0.250	0.625	1.000	0.05274	15	0.067	0.167	0.200	0.03217
5	0.200	0.500	1.000	0.06249	20	0.050	0.125	0.143	0.02517
6	0.167	0.417	0.500	0.05776	30	0.034	0.083	0.084	0.01766
7	0.143	0.357	0.500	0.05496	40	0.025	0.063	0.067	0.01317
8	0.125	0.313	0.334	0.05111	50	0.020	0.050	0.053	0.01072

※「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の「別表10 平成19年4月1日以後に取得された減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表」より一部抜粋

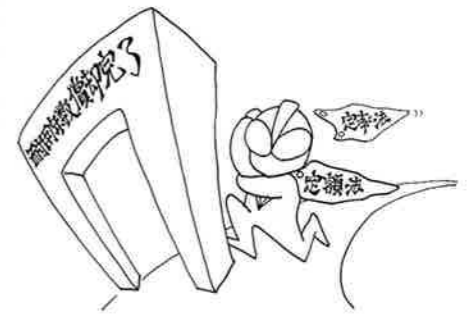
をとする減価償却資産について、残存価額が廃止されます。そうなる、定額法や定率法の計算においては、残存価額を考慮しません。定率法においては、残存価額をゼロとすると定率法の償却率が算出されない仕組みのため、二五〇%定率法（定額法の償却率×二・五倍の償却率）とされています。

(2) 償却可能限度額の廃止
平成十九年四月一日以後に取得をする減価償却資産については、償却可能限度額を廃止し、耐用年数経過時点に一円（備忘価額）まで償却できることとなりました。定率法を採用している場合には、定率法により計算した減価償却費が一定の金額を下回る場合に、償却方法を定率法から定額法に切り替えて減価償却費を計算することになります。これは二五〇%定率

平成十九年三月三十一日までに取得した減価償却資産については、

(3) 平成十九年三月三十一日以前に取得をした減価償却資産
従来よりの旧定額法・旧定率法により計算し、償却可能限度額（取得価額の九五%）まで償却した事業年度の翌事業年度以後、五年間で均等償却できる（備忘価額一円は残す）こととされています。

法をずっと採用していると、耐用年数経過時点で償却が完了しないからです。



従来からの減価償却の方法（旧定額法又は旧定率法）で減価償却を行い、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後五年間で均等償却することができず、具体例を示すと設例1のようになります。

3 平成十九年四月一日以後取得する減価償却資産（定額法）
残存価額、償却可能限度額がなくなるので、設例2のようになります。

4 平成十九年四月一日以後取得する減価償却資産（定率法）
定率法の償却率が左頁下の図表に示されているように定額法の二・五倍となり、耐用年数で償却を完了させるために途中で定率法から定額法への変更が行われます（設例3参照）。
なお、この償却方法の変更時点の目安がわかるように図表に示した減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表一〇では、保証率というものを公表しており、定率法による償却費が取得価額にこの保証率を掛けた金額未満になったから、定額法を用いることがわかるようになっています。